

旧東山霊苑火葬場残骨灰等売買仕様書

1 名称

旧東山霊苑火葬場残骨灰等売買契約

2 目的

奈良市は、旧東山霊苑火葬場（以下「本件火葬場」という。）に保管中の残骨灰（以下「売渡物件」という。）を買受人に売り渡し、買受人は、これを買受けた後、本仕様書の定めに従い、必要な分別を行った上、関係法令に基づき適正な処理等を行うとともに、奈良市に報告するものとする。

3 売渡物件の数量（件数）

前回（平成27年）処理以後の本件火葬場における火葬件数16,450件分

（※参考 成人の平均的な骨の重量2.5kgに上記火葬件数を乗じ第3位を四捨五入した場合の重量は約41トン）

4 契約方法

総額契約（上記3の件数分。消費税及び地方消費税の額を含む。）

5 売渡物件の引渡し

- （1）引渡場所 本件火葬場（奈良市白毫寺町973番地）
- （2）引渡日時 売渡金の納入を確認後、引き渡すものとする。
- （3）引渡費用 買受人が負担するものとする。

6 売渡金の納入方法

売渡金は、奈良市が作成した納入通知書により、期日までに納入するものとする。

7 買受人の遵守事項

買受人は、次の事項を遵守するものとする。

（1）全般

ア 「残骨」は、「墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）」の趣旨に鑑み、遺族

感情に配慮して丁重に取り扱い、奈良市の残骨以外の物が混入することの無いよう十分に注意すること。

イ 作業従事者には買受人指定の制服を着用させ、氏名及び社名を明示させること。

ウ 業務を履行する上で環境保全への十分な配慮に努めること。

エ 本仕様書及び契約書に記載されていない事項であっても、奈良市が業務上必要と認めた作業については、買受人の費用で実施すること。

(2) 搬出

ア 売渡物件を運搬する際、荷台をシートで覆う等により残骨灰の落下・飛散防止に配慮すること。

イ 作業従事者が残骨灰を吸引しないように、マスクを着用させ、労働災害を防止する措置を講ずること。

(3) 保管

ア 売渡物件が保管場所から飛散、又は流出し、若しくは地下に浸透することのないよう留意すること。

イ 売渡物件は、建築物内の専用区画で保管すること。

ウ 周辺への悪臭の飛散防止に努めること。

8 売渡物件の処理等

(1) 買受人は、売渡物件について、重金属等（六価クロム、ヒ素、水銀、カドミウム他）の含有試験を実施し、「金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める総理府令（昭和48年総理府令第5号）」に定める基準値をクリアしていない場合は、無害化処理をしなければならない。

(2) 買受人は、売渡物件の引渡しを受けた後10日以内に、次のとおり「残骨」とその他の混合灰に分別を行った上で、それぞれ関係法令に基づき適正に処理等を行うものとする。

ア「残骨」については、「墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）」の趣旨に従い、故人の尊厳及び遺族の宗教的感情を十分尊重し、買受人が提携している寺院等の供養地において礼節を持って適切に供養するものとする。

また、「残骨」の一部について、粉末状にし、奈良市が準備する容器（骨壺）に納めて、処理等の完了後7営業日以内に奈良市に返還するものとする。

イ その他の混合灰のうち、「有価物」については適正に資源化するものとし、「廃棄物」については「火葬場から排出されるダイオキシン類削減対策指針（平成12年3月）」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）」等の慣例法令を遵守し、適正に処理するものとする。

（3）処理施設は、集じん機を備えるなど環境に配慮した施設であることとする。

9 奈良市への処理等完了報告書

（1）買受人は、上記8の売渡物件の処理等の完了後10日以内に奈良市市民部斎苑管理課に対して処理等完了報告書を提出する。当該報告書には、下記の書面を添付するものとする。

ア 搬出作業の作業前・作業中・作業後の写真

イ 搬出した売渡物件の袋数や重量を記録した書類

ウ 施設での保管状況の写真、各処理工程を撮影した写真

エ 残骨の供養地の概要及び同地の使用権原を示す書面（不動産登記事項証明書、契約書の写し等）

オ 廃棄物に係るマニフェスト等

（2）奈良市は、上記（1）の処理等完了報告書の受領後7営業日以内にその内容を検査し、処理等完了報告書に記名押印の上、買受人に交付するものとする。

（3）奈良市は、買受人及び第三者に対し、必要に応じて随時、業務の履行状況について調査し、報告を受けることができる。

（4）奈良市が処理等完了報告書の受領後7営業日以内に異議の申出をしない場合は、処理等完了確認書の交付がなくとも、当該期間の満了時に検査が完了したものとする。

10 損害賠償及び違約金

（1）契約の履行に当たり、奈良市に生じた損害又は第三者に及ぼした損害は全て買受人が負担するものとする。ただし、奈良市の責めに帰する理由による場合は、この限りではない。

(2) 上記(1)に定めるもののほか、買受人が本仕様書及び契約書の定めに違反したときは、奈良市に対し売渡金の100分の30に相当する金額(1円未満の端数があるときは、切り上げるものとする。)の違約金を支払わなければならない。

11 その他

(1) 買受人は、業務上知り得た機密を第三者に漏らしてはならない。

(2) 買受人は、権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。ただし、あらかじめ書面により奈良市の承諾を得たときは、この限りでない。

(3) 買受人は、本仕様書及び契約書に定める業務を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ書面により奈良市の承諾を得たときは、この限りでない。

(4) 本仕様書及び、契約書に定めのない事項については、奈良市及び買受人双方で協議し決定する。
また、業務遂行中に疑義が生じた場合も同様とする。